

兵庫県青年司法書士会会則

(最終改正2007年3月3日定時総会)

第1章 総 則

(名称)

第1条 当会は、兵庫県青年司法書士会（以下「青年会」という。）と称する。

(目的)

第2条 青年会は、会員相互の研鑽と社会活動を通して、国民の権利の保全に寄与し、司法書士の職責を全うし、市民社会の進歩発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 青年会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法律学及び法律実務並びに司法制度の研究・研修
- (2) 研究・研修の成果の実践
- (3) 会員の親睦
- (4) 友好団体との交流
- (5) 関連諸機関への建議
- (6) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

(事務所の所在地)

第4条 青年会は、事務所を兵庫県司法書士会会館内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 青年会は、下記の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 準会員

(正会員)

第6条 満45歳以下の兵庫県司法書士会会員で青年会に入会したものは正会員とする。ただし、事業年度の途中で満45歳を越えることとなった正会員は、その事業年度に関する定時総会終結の時までその資格期間を延長する。

- 2 満40歳を超えて初めて青年会に入会した正会員は、前項の規定にかかわらず、入会后5年目の事業年度に関する定時総会終結の時までその資格期間を延長する。

- 3 満45歳を越えて青年会に入会しようとするものがある場合、入会后5年以内の事業年度に関する定時総会終結の時までその資格期間を定め、役員会の承認を経て正会員とすることができる。
- 4 兵庫県司法書士会会員以外で司法書士として登録するものが入会を希望する場合、第1項にかかわらず役員会の承認を経て正会員とすることができる。
- 5 兵庫県司法書士会を脱会し他の都道府県の司法書士会に入会した正会員が、引続き青年会の会員であることを希望した場合、役員会の承認を経て引続き正会員とすることができる。

(特別会員)

第7条 正会員であった者が、その資格期間を満了した場合、これを特別会員とする。

(準会員)

第8条 司法書士となる資格を有する者で司法書士の登録をしていない者は、役員会の承認を経て準会員とする。

(入会手続)

第9条 青年会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(脱会)

第10条 会員が青年会から脱会しようとするときは、脱会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が第21条第1項に定める期間内に会費を納付せず、その後1ヶ月以内の期間を定めて納入すべき旨の催告にもかかわらず会費を納付しない場合、当該会員は役員会の承認によりその期日に脱会したものとみなすことができる。

(除名)

第11条 会員に、青年会会員としてふさわしくない行動があったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

第3章 総会及び役員会

(総会)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月内に開催し、臨時総会は必要に応じ会長がこれを招集する。

- 2 会長は、正会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、3ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集しようとする場合、少なくとも総会の14日前に会員に会議の目的を示し招集通知を発しなければならない。
- 4 総会の議長は、正会員であることを要する。

(総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 青年会の収入支出に関する予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会員の除名及び会員を除名された者の再入会に関する事項
- (5) その他青年会の運営に必要な事項

(議決の要件)

第14条 総会の議決は、議長を除く出席した正会員の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の定めるところによる。

- 2 前条に定める役員解任及び会員の除名に関する事項は、正会員の過半数の出席を得て決しなければならない。
- 3 総会の出席は、委任状によることができない。

(役員)

第15条 青年会に、次の役員を置き、正会員の中から選任する。

ただし、会長は第6条第1項ないし第2項に定める正会員から選任することを要し、会計監査は、特別会員から選任することができる。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 10名以内 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 2名以内 |
| (6) 会計監査 | 2名以内 |

(任期)

第16条 役員任期は、その就任後第1回目の定時総会終結の時までとする。

(役員職務)

第17条 会長は、会務全般を統括し、青年会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはこれに代わる。また、担当会務を統括する。
- 3 幹事は、担当会務を処理する。
- 4 事務局長は、庶務を処理する。
- 5 会計は、会計事務を掌理する。
- 6 会計監査は、役員会から独立して会計の状況を監査する。

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、幹事、事務局長、会計をもって構成する。

- 2 役員会は、会長がこれを招集する。

- 3 青年会の事業執行は、役員会の決議に従い執行する。
- 4 役員会の決議は、出席した役員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 前項の規定にかかわらず、役員会に附議すべき事項で会長が相当と認めた場合に限り、特に会議を開かず電磁的記録または書面による決議ができるものとする。この決議は、役員の過半数で決する。
- 6 前項の規定により決議をした場合は、会長は、その決議の結果及び処理の結果を役員会に報告しなければならない。
- 7 役員会は、この会則の実施について、必要な規則を定めることができる。

第4章 事業年度

(事業年度)

第19条 青年会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日をもって終了する。

(経費)

第20条 青年会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第21条 会費は、年額金24,000円とし、毎年の事業年度開始後6ヶ月以内に納付しなければならない。

- 2 年度の途中で入会した者は、入会後の年度の残りの月数に応じ、その年度の会費を月割にて納付しなければならない。
- 3 会長は、役員会の承認を経て会費を減免することができる。

第5章 組織加盟

(組織加盟)

第22条 青年会は、全国青年司法書士協議会（以下「全青司」という。）会則第1項第1号に規定する兵庫県の単位青年司法書士会とする。ただし、特別会員及び準会員は、その希望により同号の構成員としない。

- 2 青年会は、全青司近畿ブロック会に加盟する。
- 3 第1項ただし書きの特別会員及び準会員の会費は、全青司及び同近畿ブロック会の会費に相当する額を減免する。

旧付則

1. この会則は、昭和52年9月1日より施行する。
2. この会則変更は、昭和59年11月24日より施行する。

1992年改正付則

第1条 本会則改正は、議決と同時に施行する。

ただし、1992年9月1日から1992年12月31日までの事業及び会計は、1993年度の事業年度として扱い、1993年度の定時総会において処理し、特に定時総会を招集しないものとする。

第2条 本総会により選任された役員の任期は、1993年度の定時総会終了の時までとする。

2004年改正付則

第1条 本会則改正は、議決（平成16年2月28日）と同時に施行する。

2007年改正付則

第1条 本会則改正は、議決（平成19年3月3日）と同時に施行する。